

指定暑熱避難施設に関するワーキング・グループ等 における検討結果の概要

指定暑熱避難施設に関するワーキング・グループ等の概要

- 指定暑熱避難施設に関するワーキング・グループ等にて賛同が得られた主な事項
(詳細については、第3回熱中症対策推進検討会資料1-2, 1-3参照)

1. 指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準 (省令で定める最低限の基準)

○法律で定める冷房施設に加えて、住民その他の者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることを定める。

2. 指定暑熱避難施設の指定・設置、運営に関する手引きの方向性について

○地方自治体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、アクセシビリティ、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準には含めず、地方自治体が指定・設置、運営に当たり参考となるような事例等について、今後手引きで示すこととする。

○今後、地方自治体等関係者にヒアリングを行い、「指定暑熱避難施設の運営に関する手引き」※に含まれる事例について本ワーキング・グループにおいて検討する。

※「指定暑熱避難施設の運営に関する手引き」を「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」と名称変更

指定暑熱避難施設の概要

<p>法令上の位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。 (2) 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。 (3) 市町村長は当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。 (4) 市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。 (5) 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務がある。 (6) 市町村長は、指定を取り消すことができる。なお、指定の取消しをしたときは、その旨を公表する義務がある。
<p>必ず備えるべき最低限の基準</p>	<p>指定暑熱避難施設の指定基準としては、次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 適当な冷房設備を有すること（改正気候変動適応法第21条第1項第1号）、 (2) 住民その他の者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること（環境省令で定める予定） <p>なお、当該基準は、既に冷房設備が整っている施設の活用を官民間わず幅広く認めることにより、取組を後押しする趣旨で最低限の基準とするものである。従って、地方公共団体がそれぞれ、地域の実情に照らして、個別に必要とされる事項を定め、も差し支えない。</p>
<p>民間施設等の指定に係る協定に定める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定暑熱避難施設は、市町村自らの施設以外の施設（民間施設等）についても、当該施設の管理者の同意を得て指定することが可能である。その際、市町村とその管理者との間で協定を結ぶこととなっている。 ○当該協定に定める事項として、改正気候変動適応法第21条第3項で規定する協定対象の指定暑熱避難施設（名称・住所等）、開放日、時間帯及び受入可能人数に加えて、施設の管理に関する事項、協定の有効期間を基本的な協定事項とする（環境省令で定める予定）。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、施設へのアクセス方法、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準には含めず、地方自治体が指定・設置、運営に当たり参考となるような事例等について示すこととする。今後、地方自治体等関係者にヒアリングを行いワーキング・グループにおいて検討する。

(解説) 必ず備えるべき最低限の基準の具体的な解説は以下のとおり。

(1) 適当な冷房設備について

○定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備

(2) 必要かつ適切な規模について

○指定暑熱避難施設の大きさではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること（例：指定暑熱避難施設として一定程度の定量的な面積が確保されているのではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数が10人であれば、地域や指定暑熱避難施設の状況に応じて、10人が同時に適切に滞在できる空間が確保されていること）

(参考) クーリングシェルターの国内外の事例

【国内事例】

クーリングシェルター等が自治体内に設置されている市区町村数
⇒ 125/592 (21%) (令和4年環境省調べ)

➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市
(令和元年撮影)

➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設(地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター等)



写真提供：品川区

【海外事例】

➤ カナダの事例(2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績)

○バンクーバー市

市内10か所(図書館、公民館)で運営
運営主体：バンクーバー市危機管理部門

○カムループス市

アイスホッケーリンク(写真)を12時~20時まで開設。
2021年は350人が利用。



【熱中症対策】

自治体

Q13 クールシェアスポット、クールシェルター（涼みどころ）とはどのようなものかと考えていますか。また、クールシェアスポット、クールシェルター（涼みどころ）は貴自治体内に何箇所ありますか。
※クールシェアスポットとは、一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所。クールシェルター（涼みどころ）とは一般的に熱中症予防を目的として提供される休憩場所とされるが、両者は重なる場合も多い。

一部の自治体において、暑さ対策の一環として、避暑のための施設等が設置・活用されている。

避暑のための施設等が自治体内に設置されている市区町村数 125/592 (21%)

※設置数の中央値：16（平均値52、最大値1,000）

令和4年環境省アンケート調査、回答市区町村数 592、避暑のための施設等＝クールシェアスポット又はクールシェルター（涼みどころ）
注：クールシェアスポットとクールシェルター（涼みどころ）で重複の可能性あり

クールシェアスポット（一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所。）

○自治体による定義の例

- ・ひとり一台のエアコンの使用をやめ、公共施設や民間の店舗など涼しい場所に集まる。
- ・クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと
- ・市民が気軽に涼める場
- ・夏のエアコンの使い方を見直し地域で涼を分かち合うことができる施設
- ・空調管理ができ不特定多数が涼め休憩が出来る場所、水分補給の出来る場所、日陰やミストシャワーなど屋外でも体感温度を下げられるような場所など

○施設の例：公共施設（体育館、図書館、公民館、美術館、福祉施設、公園等）、商業施設（ショッピングセンター、デパート、飲食店等）等

クールシェルター（涼みどころ）

（クールシェルター（涼みどころ）とは一般的に熱中症予防を目的として提供される休憩場所）

○自治体による定義の例

- ・市民が外出時に暑さで体調不良を感じた際に水分補給などをしながら休憩することができる場所（熱中症避難所）
- ・外出時の熱中症予防対策、暑さの避難場所
- ・個人が好きなタイミングで涼しさを味わうことができる場所
- ・市民が気軽に涼める場
- ・熱中症予防を目的として提供される休憩所

○施設の例：公共施設、協力店舗、郵便局等